

公立義務教育諸学校非常勤講師等配置事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、公立義務教育諸学校派遣職員要綱（令和2年4月1日施行。以下「派遣職員要綱」という。）に基づき、市町村立小・中学校に配置される非常勤講師等の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象校及び派遣期間)

第2条 派遣職員要綱第2条各号に掲げる派遣職員の派遣対象校は、次の各号に掲げる派遣職員の区分に応じ、当該各号に定める学校とする。

- (1) 派遣職員要綱第2条第1号に基づく派遣職員（以下「初任者研修非常勤講師」という。）
初任者研修実施校
 - (2) 派遣職員要綱第2条第2号に基づく派遣職員（以下「長期研修代替非常勤講師」という。）
次のイからハまでに掲げる研修に参加する教員が所属する学校
 - イ 独立行政法人教職員支援機構主催教職員等中央研修
 - ロ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所主催特別支援教育専門研修
 - ハ 埼玉県教育委員会主催特別支援教育短期研修
 - (3) 派遣職員要綱第2条第3号に基づく派遣職員（以下「妊娠教員体育代替非常勤講師」という。）
次のイ及びロに掲げる学校
 - イ 所属職員から妊娠教員体育代替非常勤講師措置願（様式第1－1号）が提出された小学校
 - ロ 主に保健体育の授業を担当する教員から妊娠教員体育代替非常勤講師措置願（様式第1－1号）が提出された中学校
 - (4) 派遣職員要綱第2条第4号に基づく派遣職員（以下「免許外教科担任非常勤講師」という。）
12学級以下の中学校のうち、免許外教科担任解消の必要性が認められる学校
 - (5) 派遣職員要綱第2条第5号に基づく派遣職員（以下「少人数指導非常勤講師」という。）
少人数指導を効果的に推進するため、調査研究の必要性が認められる学校
 - (6) 派遣職員要綱第2条第6号に基づく派遣職員（以下「学級運営等の改善のための非常勤講師」という。）
小学校で、学級運営等の改善を図るため、複数の教員によるきめ細かな指導が必要と認められる学校
 - (7) 派遣職員要綱第2条第7号に基づく派遣職員（以下「小1問題対応非常勤講師」という。）
小学校第1学年において、課題のある児童への対応をするため、複数の教員による指導・支援が必要と認められる学校
 - (8) 派遣職員要綱第2条第8号に基づく派遣職員（以下「妊娠養護教員対応非常勤講師」という。）
所属職員から妊娠養護教員対応非常勤講師措置願（様式第2－1号）が提出された小学校及び中学校
- 2 前項各号に掲げる派遣職員の派遣期間、勤務日等は別に定める。

(任用の手続)

第3条 派遣職員要綱第5条第3項第3号に定める健康診断証明書は、別に定める。

- 2 派遣職員要綱第5条第3項第4号に定める人物考査書は、入手が困難な場合に限り、面接をもって代えることができる。

(職務)

第4条 非常勤講師は、授業その他必要な業務を担当する。ただし、初任者研修非常勤講師のうち、初任者の指導教員を命じられている者は、学校研修計画に従い初任者に対する指導及び助言を行うものとする。

(出張命令)

第5条 派遣職員には、原則として、出張を命じてはならないものとする。ただし、初任者研修非常勤講師のうち、初任者の指導教員を命じられている非常勤講師については、県立総合教育センターが実施する指導教員連絡協議会への旅行命令を行うことができる。なお、非常勤講師の旅行命令に関する費用弁償は、一般職の常勤職員の旅費に関する規定を準用し、支給についてもその例による。

(休暇)

第6条 派遣職員要綱第13条に規定する休暇の取得については、常勤職員の例による。

(妊娠教員体育代替非常勤講師における特例)

第7条 市町村教育委員会が、妊娠教員体育代替非常勤講師の派遣を受けるため派遣職員派遣申請書を提出するときは、次に掲げる手続によるものとする。

- (1) 妊娠教員体育代替非常勤講師の配置を希望する学校の校長は、副申書（様式第1－2号）を作成し、妊娠教員体育代替非常勤講師措置願及び医師の診断書又は母子手帳の写しを添付して、市町村教育委員会に提出する。
 - (2) 市町村教育委員会は、教員妊娠状況調書（様式第1－3号）を作成し、当該書類並びに校長から提出された書類のうち、副申書及び妊娠教員体育代替非常勤講師措置願を派遣職員派遣申請書に添付して、県教育委員会に提出する。
- 2 市町村立特別支援学校の妊娠教員体育代替非常勤講師に関する措置の内容については、特別支援学校妊娠教員勤務軽減措置実施要項に準じるものとする。

(妊娠養護教員対応非常勤講師における特例)

第8条 市町村教育委員会が、妊娠養護教員対応非常勤講師の派遣を受けるため派遣職員派遣申請書を提出するときは、次に掲げる手続によるものとする。

- (1) 妊娠養護教員対応非常勤講師を希望する学校の校長は、副申書（様式第2－2号）を作成し、妊娠養護教員対応非常勤講師措置願及び医師の診断書又は母子手帳の写しを添付して、市町村教育委員会に提出する。
- (2) 市町村教育委員会は、教員妊娠状況調書（様式第2－3号）を作成し、当該書類並びに校長から提出された書類のうち、副申書及び妊娠養護教員対応非常勤講師措置願を派遣職員派遣申請書に添付して、県教育委員会に提出する。

(その他)

第9条 この要項に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年3月29日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年1月1日から施行する。

様式第 1 - 1 号

令和 年 月 日

立 学校長 様

立 学校

教諭

妊娠教員体育代替非常勤講師措置願

私は、別紙診断書のとおり妊娠中につき、体育代替非常勤講師を措置くださるようお願いします。

様式第 1－2 号

第 号
令和 年 月 日

教育委員会教育長 様

立 学校長

副 申 書

本校の下記職員から、別紙のとおり妊娠教員体育代替非常勤講師措置願が提出されましたので副申します。

記

No.	職 名	氏 名	出 産 予 定 日	産 休 期 間
				～
				～
				～

教員妊娠状況調書

教育委員会

1 教員の妊娠状況

No.	学 校 名	職 名	出産予定日	妊 娠 判 明 日	妊 娠 期 間
		氏 名		産前休暇等の始期	
1					
2					
3					
4					

2 妊娠教員体育代替非常勤講師の派遣期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

- (注) 1 出産予定日は、医師の診断書による。
 2 妊娠期間は、妊娠判明日から産前休暇等の始期の前日までとする。
 3 病休代員、休職代員が措置されている場合は、その期間を非常勤講師の派遣期間から除く。

様式第 2 - 1 号

令和 年 月 日

立 学校長 様

立 学校

教諭

妊娠養護教員対応非常勤講師措置願

私は、別紙診断書のとおり妊娠中につき、養護教員対応非常勤講師を措置くださるようお願いします。

様式第 2 - 2 号

第 号
令和 年 月 日

教育委員会教育長 様

立 学校長

副 申 書

本校の下記職員から、別紙のとおり妊娠養護教員対応非常勤講師措置願が提出されましたので副申します。

記

No.	職 名	氏 名	出 産 予 定 日	産 休 期 間
				～
				～
				～

教員妊娠状況調書

教育委員会

1 教員の妊娠状況

No.	学 校 名	職 名	出産予定日	妊 娠 判 明 日	妊 娠 期 間
		氏 名		産前休暇等の始期	
1					
2					
3					
4					

2 妊娠養護教員対応非常勤講師の派遣期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

- (注) 1 出産予定日は、医師の診断書による。
 2 妊娠期間は、妊娠判明日から産前休暇等の始期の前日までとする。
 3 病休代員、休職代員が措置されている場合は、その期間を非常勤講師の派遣期間から除く。